

セキュリティトークン取引に係る業務規程

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、定款第2条第1項第8号に定める「電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、一定の売買価格の決定方法によって行う有価証券の売買又はその媒介」を、次条に定めるセキュリティトークンを取引対象とする売買取引に関して必要な事項を定める。
- 2 この規程の変更は、規程管理規程による。

第2条 用語の定義

- 1 本規程及び本規程に関連する規程、細則その他関連する規則に使用する用語は、以下の定義による。
 - (1) 法 金融商品取引法をいう。
 - (2) 業等府令 金融商品取引業等に関する内閣府令をいう。
 - (3) セキュリティトークン 法第2条第2項柱書に規定される「有価証券表示権利」のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されたもの（いわゆる「トークン表示型有価証券表示権利」）及び法第2条第3項柱書に規定される「電子記録移転権利」をいう。
 - (4) 取扱セキュリティトークン セキュリティトークン取扱規程等に則り、当社のセキュリティトークン市場において売買取引の対象となるセキュリティトークンをいう。
 - (5) 不動産投資受益証券 セキュリティトークン取扱規程第2条第1項第10号に規定される不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は同第11号に規定される不動産投資証券型セキュリティトークンをいう。
 - (6) 債券 セキュリティトークン取扱規程第2条第1項第12号に規定される債券型セキュリティトークンのうちセキュリティトークンとしてブロックチェーン上で発行された債券をいう。
 - (7) 取引参加者 セキュリティトークン取引参加者管理規程等にて定める者をいう。
 - (8) 清算・決済 セキュリティトークン取引に係る清算・決済規程等に定める業務をいう。
 - (9) 発行者 セキュリティトークンを発行する者をいう。
 - (10) 重要関係者 当社のセキュリティトークン市場で取り扱われるセキュリティトー

クンの発行者がその運用資産の運用について実質的な機能を有さない場合に、発行者に代わって対象とする運用資産の運用に当たって実体的に重要な役割を担う関係者（資産運用会社等）をいう。

- (11) 自主規制団体 日本証券業協会及び日本 STO 協会をいう。
 - (12) 成行注文 価格を指定しない注文をいう。
 - (13) 指値注文 価格を指定した注文をいう。
 - (14) 売買システム 当社のセキュリティトークン市場におけるセキュリティトークンの売買取引のために当社が設置する電子情報処理装置等を利用した取引システムをいう。
 - (15) 呼値 売買取引において買い又は売りの注文を発することをいう。
 - (16) 約定価格 売買契約が締結される価格をいう。
 - (17) 呼値の制限値幅 約定価格の急激な変動を抑制するために定める 1 日における呼値を行うことが可能な価格の範囲をいう。
 - (18) 基準価格 1 日の呼値の制限値幅の基準となる価格をいう。
 - (19) 呼値の単位 異なる価格の呼値を行える最小の価格差をいう。
 - (20) 権利落 セキュリティトークンにおいて、その所有者が収益分配あるいは何らかの価値を得られる設計がなされている場合にあって、それを受ける権利が無くなることをいう。権利落日にあっては、基準価格を権利相当分減ずる調整を行う。
 - (21) 受益証券発行信託型 PE ファンド セキュリティトークン取扱規程第 2 条第 1 項第 16 号に規定されるセキュリティトークンをいう。
- 2 前項に定めるものの他、この規程において使用する用語の定義については、この規程に別段の定めがある場合を除き、法令、自主規制団体の自主規制規則又は当社の他の規則に定めるところによる。

第3条 セキュリティトークン取引参加者規程等

- 1 当社のセキュリティトークンに係る取引参加者に関する事項は、セキュリティトークン取引参加者規程をもって定める。
- 2 当社のセキュリティトークン市場におけるセキュリティトークンの売買に係る清算及び決済に関する事項は、セキュリティトークン清算・決済規程をもって定める。
- 3 セキュリティトークンの取扱申請、取扱審査、取扱管理、取扱廃止その他取扱セキュリティトークンに関する事項は、セキュリティトークン取扱規程をもって定める。

第2章 売買取引

第4条 売買セッション

- 1 当社のセキュリティトークン市場における売買取引は、以下に定める 1 日 2 回のセッ

セッションにおいて、第9条に定める売買契約締結の方法に則り、売り注文と買い注文を付合せることにより実施する。

(1) セッション1

イ 注文受付時間：午前10時00分00秒～午前11時29分59秒

ロ 付合せ時刻：午前11時30分

ハ 未執行の注文（成行注文及び指値注文）は、予め指図が無い限り次セッションに引き継ぐ。

(2) セッション2

イ 注文受付時間：午後0時0分00秒～午後2時59分59秒

ロ 付合せ時刻：午後3時00分

ハ 未執行の注文（成行注文及び指値注文）は、全て失効する。

- 2 当社は必要があると認めるときは、前項のセッションに関する時間を臨時に変更することができる。なお、この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

第5条 休業日

- 1 当社は、次の各号に掲げる日を休業日とする。
- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日
 - (4) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
 - (5) 前日及び翌日が国民の祝日である日
 - (6) 12月31日、1月1日、1月2日及び1月3日
- 2 当社は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。なお、この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。
- 3 休業日においては、原則として、売買取引及びその関連業務を行わないものとする。

第6条 臨時停止、臨時挙行

- 1 当社は、必要があると認めるときは、各売買セッションの全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。なお、この場合においては、原則としてあらかじめその旨を取引参加者に通知する。

第7条 売買取引の方法

- 1 売買セッションにおける売買取引は、売買システムにより行う。ただし、売買システムによらない売買として当社が別途定める売買については、この限りでない。

第8条 売買の種類

- 1 売買セッションにおける売買の種類は、売買契約に基づく決済の履行日において、買い方から売り方に法定通貨を受け渡し、売り方から買い方へセキュリティトークンを受け渡す現物取引の普通取引とする。
- 2 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 3 日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。

第9条 売買契約締結の方法

- 1 各売買セッションにおける売買取引は、競争売買による。
- 2 売買セッションごとに売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の 3 号以降に掲げる条件の下、売り注文の合計数量と買い注文の合計数量とが一定の価格で合致するとき、その価格を約定価格とし、次の 1 号及び 2 号に定める呼値の順位に従って、対当する注文の間に売買契約締結を成立させる。なお、売買契約締結は各セッションにおいて 1 回とする。
 - (1) 低い価格の売り注文は、高い価格の売り注文に優先し、高い価格の買い注文は、低い価格の買い注文に優先する。
 - (2) 同一価格の注文については、次に定めるところによる。
 - イ 呼値が行われた時刻の先後により、先に呼値が行われた注文は、後に呼値が行われた注文に優先する。
 - ロ 同時に行われた呼値及び行われた時刻の先後が明らかでない呼値の注文の順位は、当社が定める。
 - ハ 成行注文は、それ以外の注文に対して価格的に優先する。ただし、成行注文相互間の順位は、前イ及びロに準ずる。
 - (3) 売り又は買いのいずれか一方に指値注文がある場合、指値注文の最高価格と最低価格のそれぞれに呼値の単位を加減した価格の範囲で、売り注文（成行注文及び指値注文。以下、この条において同じ。）と買い注文（成行注文及び指値注文。以下、この条において同じ。）が対当する価格。ただし、指値注文が無い場合は、基準価格とする。
 - (4) 3 号に定める価格が複数存在する場合は、約定数量が最大となる価格。
 - (5) 4 号に定める価格が複数存在する場合は、売り注文の累計数量と買い注文の累計数

量の差（以下、「売り買い差分」という。）が最も少なくなる価格。

(6) 5号に定める価格が複数存在する場合は、以下の条件を適用する。

イ 売り買い差分が売り注文で構成される場合は、該当する複数価格の最低価格。

ロ 売り買い差分が買い注文で構成される場合は、該当する複数価格の最高価格。

ハ イ、ロのいずれにも該当しない場合は次号により決定される価格。

(7) 次のいずれかの価格とする。

イ 売り買い差分（同数量の売り買い差分が発生する価格が複数ある場合で、売り買い差分が売り注文で構成される場合は最低価格、売り買い差分が買い注文で構成される場合は最高価格のみを対象とする。ロとハの条件も同様とする。）が最小となる価格の内、最高価格が基準価格より低い場合は、当該価格。

ロ 売り買い差分が最小となる価格の内、最低価格が基準価格より高い場合は、当該価格。

ハ 売り買い差分が最小となる価格の内、最高価格と最低価格の間に基準価格がある場合は、基準価格。

3 第2項に規定する注文の有効期限は、発注当日のみとする。

4 第2項に規定する売買において自己注文同士の対当は、原則、行わないものとする。

5 各セッションともに付合せ前の一定時間（以下、「NCP」（No Cancel Period）という。）については、発注済みの注文の取消し、価格変更、発注数量変更は行えないこととする。
なお、具体的な NCP 時間については、細則にて定めるものとする。

第10条 売買の取消し

1 当社は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が現実的に困難であり、かつ当社のセキュリティトークン市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当社の判断により、当社が定める売買を取り消すことができる。

2 当社は、天災地変その他のやむを得ない事情により当社の売買システム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当社がその都度定める売買を取り消すことができる。

3 第1項又は前項の規定により当社が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

4 取引参加者は、第1項の規定により当社が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により当社が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当社に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

ただし、当社に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

第11条 呼値

- 1 取引参加者は、当社のセキュリティトークン市場において売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当社に対し明らかにしなければならない。
 - (1) 当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別
 - (2) 当該呼値が高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨
- 2 呼値は、最小の売買単位で取引を行った場合にあっては、1円以上の決済金額となるように行わなければならない。
- 3 呼値の単位は、セキュリティトークンの各商品種類及び価格帯を踏まえ、定める。なお、具体的な呼値の単位は、細則にて定めるものとする。また、呼値の単位を変更する場合は、予め取引参加者に通知した上で変更する。

第12条 呼値の制限値幅

- 1 呼値は当社が細則において定める値幅の限度を超える価格により行うことはできない。なお、呼値の制限値幅は、次項に定める基準価格を起点として、原則として上下同じ値幅で定めるものとするが、次の各号においては、この限りでない。
 - (1) 前条第2項の定めを満たさない可能性がある場合
 - (2) その他当社が必要と認める場合
- 2 基準価格は、原則として、直前営業日の最終価格とする。また、約定が発生しなかった場合は、次の各号で定まる価格を翌営業日の基準価格とする。なお、以下のいずれの条件にも該当しなかった場合は、当該日の基準価格を翌営業日も引き継ぐこととする。また、第1号から第7号のいずれの場合であっても、当日の基準価格より上下でそれぞれ呼値の単位の100倍を限度とし、それを超える場合は、基準価格に呼値の単位の100倍の値を加減した価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (1) 成行注文がなく、売り指値注文と買い指値注文が存在するものの売り指値注文の最も安い価格が買い指値注文の最も高い価格よりも高い場合（注文同士がクロスしない場合）は、売り指値注文の最も安い価格と買い指値注文の最も高い価格の中間の価格。ただし、当該価格が複数ある場合は、当日の基準価格により近い価格を翌営業日の基準価格とする。また、当該売り指値注文と買い指値注文が呼値の最小単位の価格で存在する場合は、いずれかの注文の価格の内、当日の基準価格に最も近い価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (2) 成行注文及び指値注文の売り注文のみ存在する場合は、最も安い指値注文の価格と制限値幅の下限の価格の中間の価格を翌営業日の基準価格とする。ただし、当該

価格が複数存在する場合は、より安い価格を翌営業日の基準価格とする。なお、中間の価格が存在しない場合は、最も安い指値注文の価格を翌営業日の基準価格とする。

- (3) 成行注文及び指値注文の買い注文のみ存在する場合は、最も高い指値注文の価格と制限値幅の上限の価格の中間の価格を翌営業日の基準価格とする。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より高い価格を翌営業日の基準価格とする。なお、中間の価格が存在しない場合は、最も高い指値注文の価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (4) 複数の指値注文の売り注文のみ存在する場合は、最も安い指値注文の価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (5) 複数の指値注文の買い注文のみ存在する場合は、最も高い指値注文の価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (6) 複数の成行売り注文のみ存在する場合は、当日の基準価格と制限値幅の下限の価格の中間の価格を翌営業日の基準価格とする。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より安い価格を翌営業日の基準価格とする。
 - (7) 複数の成行買い注文のみ存在する場合は、当日の基準価格と制限値幅の上限の価格の中間の価格を翌営業日の基準価格とする。ただし、当該価格が複数存在する場合は、より高い価格を翌営業日の基準価格とする。
- 3 呼値の制限値幅の基準価格は、1 営業日において継続する。
- 4 セッション 2 が売買取引停止になった場合は、セッション 1 のみをもって第 1 項各号の条件に当てはめ、翌営業日以降の呼値の制限値幅の基準価格とする。
- 5 新規取扱セキュリティトークンの取扱開始日の呼値の制限値幅の基準価格は、以下の各号の定めによる。
- (1) 当社のセキュリティトークン市場における取扱いを前提に募集が行われたセキュリティトークンについては、募集価格を基準価格とする。なお、この場合、原則として募集セキュリティトークンの払込日の翌営業日を当社セキュリティトークン市場での取扱開始日とする。
 - (2) 前 1 号に該当しないセキュリティトークンについては、取扱開始前の一定期間の純資産価額等を参考に当社にて定める価格を基準価格とする。なお、この場合の基準価格の算定方式は、細則にて定める。
- 6 呼値の制限値幅については、以下の各号に定める場合には、事前に通知した上で、一時的に拡大又は縮小の措置を講ずることがある。
- (1) 新規取扱セキュリティトークンの当社のセキュリティトークン市場での取扱開始後最初の約定価格（以下、「初値」という。）決定に時間を要すると当社が判断した場合は、価格形成を促進するために呼値の制限値幅の拡大を実施する。なお、この

場合、初値が形成された翌営業日からは、原則として、制限値幅の拡大を解除する。

- (2) 取引に重大な影響を与え得る取扱セキュリティトークンに係る適時開示情報等が行われているにも関わらず、売り方又は買い方の片側に注文が偏在する状態が2営業日以上継続している場合であって、当社が極端な価格変動を抑制する必要性が高いと判断した場合には、一時的に呼値の制限値幅を縮小できるものとする。
- (3) その他当社が投資者保護上、必要と認めた場合。

第13条 売買単位

- 1 売買単位は、次の各号に掲げるセキュリティトークンの区分に従い、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 不動産投資受益証券及び受益証券発行信託型 PE ファンドは、原則として1口を売買単位とする。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではない。
 - (2) 債券は、原則として額面金額を売買単位とする。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではない。
 - (3) その他のセキュリティトークンは、当社が商品特性と市場における流動性を勘案し、商品種別ごとに定めるものとする。

第14条 約定価格等の公表

- 1 当社は、注文状況やその関連する情報、売買が成立したときの約定価格等について、当社の定めるところにより公表する。

第15条 売買の通知及び確認

- 1 当社は、売買が成立したときは、直ちにその内容を売り方取引参加者及び買い方取引参加者に通知するものとする。
- 2 取引参加者は、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 3 当社は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第1項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、当社において成立した売買の内容を改めて売り方取引参加者及び買い方取引参加者に通知するものとする。

第16条 権利落の期日

- 1 所有者が収益分配あるいは何らかの価値を得られる設計がなされているセキュリティトークンの売買につき、権利落とする期日（以下「権利落の期日」という。）は、当社が定める。
- 2 前項の期日以降に締結された売買契約は、権利落として決済するものとする。

第17条 利子の日割計算

- 1 利付債券の売買については、額面総額にその債券の利率を乗じて得た額（以下、「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下、「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該債券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

第18条 売買の停止

- 1 当社は、次の各号に掲げる場合には、当社が定めるところにより、当社の取扱セキュリティトークンの売買を停止することができる。
 - (1) セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則に定める重要事実が発生又は決定された可能性が認められる場合及びその他投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が発生している場合で、当該情報の内容が不明確である場合あるいは当社が当該情報の内容を投資者一般に対して周知させる必要があると認める場合。
 - (2) セキュリティトークンに付随する権利等が帰属する所有者を特定することが、売買の停止を実施しないと技術的に困難である場合。
 - (3) 債券について抽選償還が行われる場合で、当社が必要と認める場合
 - (4) 売買の状況に異常がある、又はそのおそれがあると当社が認識し、売買取引を継続することが投資者保護上適当でないと判断した場合。
 - (5) 売買システム等の稼働に支障が生じた場合等、売買取引を継続して行うことが困難であると当社が判断した場合。
 - (6) その他、売買取引を継続させることが投資者保護上適当でないと当社が判断した場合。

第19条 投資者への注意喚起

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができる。
 - (1) 前条第1項第1号に定める場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。
 - (2) その他セキュリティトークン又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき。

第3章 不公正取引の防止

第20条 取引参加者による不公正取引の防止

- 1 当社のセキュリティトークン市場において、売買取引を実行する取引参加者は、日本証券業協会の定める「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」

(以下、日証協規則という。)第10条各項に規定される取引を防止する態勢を整備した上で、売買取引を実行するものとする。

- 2 取引参加者は、次条に定める当社のセキュリティトークンの売買審査に対して、真摯に対応するものとする。

第21条 セキュリティトークンの売買審査

- 1 当社は、当社のセキュリティトークン市場におけるセキュリティトークンの売買取引に関し売買審査を法令、自主規制団体の定める自主規制規則法令あるいは当社の諸規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下、「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、当社のセキュリティトークン市場、取引参加者及び投資者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として行う。
- 2 前項に定める当社の売買審査は、原則として日証協規則第10条第1項各号に定める取引に係る行為及びセキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第2条第1項第1号に定義するインサイダー取引類似行為を対象とする。
- 3 当社の売買審査の詳細については、不公正取引の防止のための売買管理に関する規程及びその関連規則等で定める。

第4章 雑則

第22条 過誤訂正等のための売買

- 1 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当社のセキュリティトークン市場において執行することができなかったときは、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、当該承認に係るセキュリティトークンの売付け又は買付けを、当社が適正と認める価格により、自己がその相手方となって当社のセキュリティトークン市場における売買立会によらずに執行することができる。

第23条 売買に関する制約等

- 1 当社は、当社の市場におけるセキュリティトークンの売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、当社の市場におけるセキュリティトークンの売買又はその受託に関し、当社の規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

第24条 売買を円滑にする措置

- 1 当社は、当社のセキュリティトークン市場における売買の円滑化を図るために、当社が指定する者（Designated Liquidity Provider：以下、「DLP」という。）に対して、マーケット・メイクによる流動性提供の要請を行うことができる。
- 2 前項に定める DLP の指定及び指定の解除の要件等は、細則にて定める。
- 3 第 1 項に定めるマーケット・メイクに当たっては、市場の公正性に鑑み、当社は DLP や該当する取引参加者に対して一定の制約を要請するものとする。なお、具体的な制約内容については、細則にて定める。

第25条 初値形成時の措置等

- 1 初値を定める売買取引が、一時的な需給の不均衡に陥り、適正な価格形成が困難であると当社が判断した場合は、以下の措置を行うことができるものとする。
 - (1) 当該セキュリティトークンの大口所有者等に一定数の売付けを要請する。
 - (2) 取引参加者の自己計算による買付けを制限する。
 - (3) 委託注文を含む成行注文を制限する。
 - (4) 呼値の値幅制限の拡大又は縮小
- 2 前項の措置は、原則としてあらかじめ取引参加者に通知した上で、通知した翌営業日から実施する。また、原則として初値が形成された翌営業日の取引からは解除する。

第26条 当社市場におけるセキュリティトークンの売買方法等

- 1 取引参加者は、当社の市場におけるセキュリティトークンの売買を、原則として当社が定める接続仕様に則って接続される自社の売買取引関連システムを通じて実施するものとする。ただし、当社が取引参加者向けに発注端末装置を提供した場合にあっては、取引参加者は当該発注端末装置を通じて売買を行うこともできるものとする。
- 2 取引参加者は、売買システムが安定的に稼動するよう協力するものとする。
- 3 取引参加者は、当社の市場におけるセキュリティトークンの売買業務を担当する責任者の地位にある者のうちから、当該セキュリティトークンの売買業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たるセキュリティトークン売買責任者 1 人を選任し、あらかじめ当社に届け出るものとする。

第27条 セキュリティトークン清算取次ぎに対する適用

- 1 セキュリティトークンの売買に係るセキュリティトークン清算取次ぎについては、セキュリティトークン清算取次ぎを委託する取引参加者を当該セキュリティトークンの売買を行う者とみなしてこの規程を適用する。

第28条 市場運営に関する必要事項の決定

- 1 当社は、この規程に定める事項のほか、当社のセキュリティトークン市場の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則等により定めることができる。
- 2 当社は、必要に応じて当社の開設するセキュリティトークン市場の運営に係る重要事項について、取締役会あるいは代表取締役の諮問に応じ又は取締役会あるいは代表取締役に意見を述べることができる、諮問委員会を設けることができる。なお、諮問委員会の構成、議事手続その他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、諮問委員会規則によるものとする。

第29条 本業務にかかる取引情報の機密保持

- 1 本業務に係る取引参加者の取引情報については、当社およびその従業員は本業務の遂行のために使用するものとし、外部に漏洩することがないよう厳格な管理の下、機密を保持するものとする。

附則

- 1 主管は取引管理部及び市場企画部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。
- 3 2023年11月30日に改定し、2023年12月1日から施行する。
- 4 2024年10月18日に改定し、2024年10月18日から施行する。
- 5 2025年10月31日に改定し、2025年11月1日から施行する。
- 6 2026年1月13日に改定し、2026年1月13日から施行する。
- 7 2026年8月21日に改定し、2026年8月24日から施行する。